

請願書

(審査会での公開審議を求める請願)

請願法に基づき野田市情報公開・個人情報保護審査会に請願します。

1. 請願趣旨

先日は、平成27年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会を市民有志4名で傍聴させて頂き、委員の皆様の活発な議論に接し傍聴者全員が審査会の意義と重要さを再認識したしだいです。

さて、既に「教育委員会が審査会への諮問を経ないでした決定についての請願」(6月11日付け)としてお願いをさせて頂きました。その後、素人調査をしたところ、横浜市において権利濫用を却下理由とする決定に対する異議申立てについて、条例の規定に基づいて審査会への諮問を行ったうえで答申を受けている事例を見つけることが出来ました。(添付資料1)

従いまして、野田市教育委員会がした異議申立てに対する却下処分は、野田市情報公開条例第16条を曲解し審査会への諮問を経ることなく請願者のした異議申立てを違法に門前払いしたものと断じざるを得ません。

これは、市民に対する重大な権利侵害事件であるとも考えています。

先に提出させて頂きました請願書は野田市教育委員会の不法な事務の実態を審査会に告発したものであり、個人情報を扱う議論ではありません。従いましてこのような重大事項については、審議会において公開で審議されるべきと考えます。

2. 請願項目

- (1) 「教育委員会が審査会への諮問を経ないでした決定についての請願」(6月11日付け)ならびに、「審査会公開審議を求める請願」(7月10日付け)に関しては、野田市情報公開・個人情報保護審査会において公開審議を行うことをお願い致します。

3. 添付資料

- (1) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申(答申題951号)
平成23年8月11日 抜粋

平成27年7月10日

(宛先) 野田市情報公開・個人情報保護審査会様

(請願者)

住所：

氏名：

電話：

